

菊陽町農業委員会議事録

令和7年8月8日（金）開催

菊陽町農業委員会

令和7年度第5回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和7年8月8日（金）午後1時30分から午後2時20分
開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室③

1 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について
- 第2 議事
- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に
係る意見決定について
- (3) 報告第1号 農地改良届について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔
7番 山田 裕子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	3番 梅原 真一
4番 西本 穂積	5番 鎌田 博昭	7番 中村 正徳
8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸	

(2) 欠席委員（1人）

6番 秋吉 祐治

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 澤田 一臣
事務局職員 村上 学
事務局職員 齊藤 達也

令和7年度第5回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

はじめに会長に挨拶をお願いします。

◎会長

＜あいさつ＞

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農地中管理機構事業の推進に係る法律に基づく農用地利用集積等促進計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人は8番委員、9番委員にお願いします。

本日の会議書記を事務局にお願いします。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。なお、関連がありますので、番号1と番号2を一括して議題としま

す。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書3ページの議案第1号番号1、2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字中前通5277番3、同6

地 目：畠

転用面積：計303m²

転用目的は、個人住宅の整備です。

この議案につきましては、現地調査を7月31日に実施しております。

詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は10ha以上の拡がりがある基盤整備未実施の農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆8番推進委員

議案第1号の番号1、2について8番推進委員が説明します。

申請者はいずれも熊本市在住の個人で、地権者の■に当たります。

付近に学校や店舗、鉄道もあり、親類縁者も居住していることから良好な生活環境にある住宅用地を探した結果、今回の申請地になりました。申請地南側には農地がありますが、今回の申請地権者の農地であり、整備する個人住宅も農地に影響を与えないように配置することになっておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

- ◆ 9番委員 申請者は二人とも地権者の■になるのか。
- 事務局 二人とも■で、申請者二人の関係は■■になります。
- 事務局 補足です。今回盛土を計画されていますが、盛土については熊本県盛土対策室に確認をして頂いています。
- ◆ 7番推進委員 盛土は何m以上から申請が必要なのか。
- 事務局 1 m以上と聞いています。今回は1. 7 mの盛土をされる予定です。
- ◎議長 他にありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号1、2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第1号の番号1、2は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号番号3を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

- 事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書3ページの議案第1号番号3について説明します。
- 転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字上大谷3813番1 外1筆
地目：畠
転用面積：計10, 638 m²
転用目的は、貸駐車場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を7月31日に実施しております。
詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものに該当するため、この案件については「許可相当とし、農地転用期間満了後の農地への復旧を条件に付す」として判断しました。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員 議案第1号の番号3について4番委員が説明します。

申請者は菊陽町に本拠地を有する法人で、不動産業を中心に経営されています。

今回の計画では貸し駐車場を整備し、周辺工場の建設にあたり作業に入る事業者に貸し付ける計画です。周辺には農地もなく、申請地の現状も耕作がされている農地ではないことから、周辺農業に影響を与えることもないかと思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆9番委員 議案書の用途欄に資材置き場等も記載されているが、今回の申請は駐車場だけの整備ということなのか。

■事務局 議案書の用途欄についてはシステム上の関係でそのような記載がされていますが、今回は駐車場のみの整備です。

もし駐車場以外を整備するとなつた場合は、事業計画の変更を申請してもらい、再度農業委員会で審議することになります。

◆2番推進委員 駐車場は砂利敷きか。

■事務局 砂利敷きで、雨水処理は自然浸透になります。

◆8番委員 転用の期間は何年を予定されているのか。

■事務局 3年間です。

◎議長 他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第1号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第1号の番号3は「許可相当とし、農地転用期間満了後の農地への復旧を条件に付す」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より、令和7年7月31日付けで、農用地利用集積等促進計画について意見決定を求められています。

議案書の3ページから21ページをご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は36件です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の22ページをお願いします。「農地改良届出」であります。件数は1件で申請地、は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、届出書類を受理しました。

以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

◆8番委員 盛土はどのくらいを予定されているのか。

■事務局 1mです。この件に関しても熊本県盛土対策室に確認しています。

◎議長 他にありませんか？
ないようですので、以上で報告第1号を終わります。

以上で本日の議事日程についてはすべて終了しましたので、議長の席を降りたいと思います。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時20分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年8月8日

会長

議事録署名人

議事録署名人